

参 考

《市立保育所での健診対応》

緊急事態宣言解除後における園児の健康診断等の実施について(通知)

令和2年5月25日付で、政府による緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、市立保育所における園児の健康診断及び歯科検診については、令和2年4月9日付通知、「緊急事態宣言の発出に伴う園児の健康診断等の実施について」の通り、6月以降に実施することとします。

実施にあたっては、下記の留意事項をご確認ください。

なお、今後の状況により、市立保育所の対応に変更がある場合は、改めてお知らせします。

【実施時期等の留意事項】

- ・現時点で厚生労働省から健康診断の回数の変更についての連絡がないことから、通常通り年2回の実施とします。
- ・実施時期については、多くの園児が受診できることが望ましいため、登園児童数等をふまえ、嘱託医師・嘱託歯科医師と日程調整してください。また、欠席した園児への対応について、通常通り代替手段を講じたり、日常的な健康観察等による子どもの健康状態の把握に努めたりしてください。

【健康診断実施時の留意事項】「緊急事態宣言の発出に伴う園児の健康診断等の実施について(通知)」

(令和2年4月9日付こ保運第157号) 抜粋

- ・園児の健康観察を徹底し、発熱等健康に問題がないことを確認する。
- ・健康診断前後に(園児及び健康診断に関わる職員の)手洗いを徹底する。
- ・①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での密接した会話が行われる、という3つの条件が重ならないようにする。
- ・園医が手指消毒やグローブ交換をする時間、園児の入替えや換気の時間等を考慮し、余裕を持った運営を行う。
- ・(園の職員が)検査器具を取り扱う場合は、マスク、グローブを着用すること。特に使用後の検診器具を扱う際には、十分注意する。

<担当連絡先>

【健康診断に関すること】 保育・教育運営課 電話 671-2396

【歯科健診に関すること】 保育・教育人材課 電話 671-2397